

平成31年 3月18日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修認定薬剤師制度に関する重要なお知らせ

(研修会開催計画書等提出その2)

1. 平成31年 4月申込み分から、研修会開催申請料の取扱いを、次のとおりとします。
 - (1) 研修会開催申請料として一旦納入されたものは、理由の如何を問わず返却しません。審査の結果、開催不可となった場合でも返却しません。
 - (2) この一旦納入された認定申請料等は、他の如何なるものにも流用することはできません。例えば、後日提出した研修会開催申請の開催申請料として使用することはできません。
 - (3) 領収証は発行しません。

2. 研修会開催申請料は、原則として、研修会 1 回につき 1 申請料を納入することとなっていますが、1つのカリキュラムの研修会において、複数日にわたって実施する場合の集合研修・実習研修の申請方法については、次のとおりとします。
 - (1) 1日1件として開催申請、申請料の納入を行ってください。
 - (2) ただし、計画された研修期間を通して、連続して毎日行われる研修である場合は、特例として、その期間の研修を1件の研修会として開催申請することを可能とします。

3. 薬剤師研修支援システムからの研修会開催承認申請に当たっては、更新した手順を4月1日以降に当財団ホームページに掲載しますので、必ず参照のうえ、申請してください。

